

ほうに示させていただいておりますけれども、平成 29 年 4 月 1 日以降に交付されました政務活動費に係る収支報告書等を対象とするわけでございます。

問 それともう一つ、公開の期間をどのようにお考えでしょうか。

答 藤範夫議員 今回の条例案で第 12 条の 2 に規定いたしましたように、現行の閲覧制度と同様に、保存期間は、現在、提出期限の翌日から 5 年間となっておりますけれども、この保存期間内にございます収支報告書等を公開するというようにいたしております。

問 他の政令市ではどのようになっていますでしょうか。

答 藤範夫議員 私の把握している限りではございますので、それが全てかと言われると漏れがあるかもしれません。しかし、私の把握している限りでは、既に公開を実施している政令市は 3 市でございます。これは京都市、大阪市、神戸市でございます。

また、本市のほか、3 市が公開を実施することを決定いたしております。これは堺市、広島市、静岡市だと認識いたしております。

問 なぜ会派及び議員の責務に関する規定を置くのか。

答 藤範夫議員 本市議会では、昨年 12 月に政務活動費に関する検討会議が設置されました。この政務活動費に関する検討会議からこれまでに 2 回の報告がなされているわけですね、中間報告という形で。その 2 回目の中間報告におきまして示されておりますこの検討会議の意見、これを受けまして、新たにこの規定を置く、必要があると考えたところでございます。

問 これまでも閲覧制度の実施とか政務活動費の透明性、これの確保については、我々も努力してきたが、あえてこのような責務に関する規定を置く理由は何か。

答 藤範夫議員 確かに本市はこの閲覧あるいは透明性の確保という点でさまざまな努力をして、決して他の都市に劣るというようなものではないというふうには認識いたしております。あえてこの規定を置いたという理由ですが、各地で政務活動費の不適正な使用が明らかになって政務活動費が注目を受けている中、全国市議会議長会でも政務活動費の透明性の向上に関する決議が行われたところです。こうしたことも踏まえ、政務活動費を使用することに際しての会派及び議員の責務を議会として改めて強く自覚するためにこの規定を置いたものです。

問 あわせて、他の議会でこのような規定を置いているところはあるのか。

答 藤範夫議員 先ほどお答えしました中に触れましたように、全国各地でいろいろな問題が発生したというのは、つい最近の事例が多いわけですね。そういう意味で、この規定を置いているところはまだ少ないんですけれども、政令指定都市の中では、川崎市、それから神戸市がこの規定を置いています。そしてまた宮城県議会については本年の 3 月に条例改正を行って、同様な規定を置いたというふう聞いております。

問 それから、収支報告書等の閲覧をするわけですが、インターネットを利用する方の遵守規定がありますが、この遵守規定の内容についてお示しいただきたい。

答 藤範夫議員 これにつきましても、先ほど配付されております表の 4 ページになりましょうか、遵守事項ということで第 12 条の 3 で新たに規定させていただいたものでございますが、この閲覧あるいはインターネットの利用により公開された収支報告書等から得た情報を、まさしく適正に使用するというものでございます。

問 この遵守規定は政務活動費の透明性の確保という、閲覧やインターネット公開の趣旨を損なう

仙台市議会議員(太白区)

鈴木勇治市政活動報告

平成 29 年
夏 季 号
7 月 10 日 発 行

発行責任者
鈴木勇治
☎ 244-7308
F 244-7310
太白区鉤取本
町 1 丁 14-32

平成 29 年第 2 回定例会が開催

平成 29 年 6 月 8 日から 23 日まで、仙台市議会第 2 回定例会が開催されました。

今定例会では人事案件 2 件、補正予算 1 件、条例案件 4 件、その他議案 3 件、議員提出議案 1 件並びに継続案件 1 件の合計計 12 件が審議されました。補正予算の主な内容としては、仙台市国家戦略特別区域において事業資金の融資制度を行う地域産業金融支援事業費としての 3 億円の追加分、学校教職員の負担軽減を図るため学校給食の公会計化にむけた学校給食会計管理システム導入にかかる債務負担行為の設定も措置されました。条例案件では、以下に掲載しております政務活動費のインターネット公開にかかる条例が可決されました。

議員提案で政務活動費条例の改正

平成 29 年度分からインターネットで公開へ

平成 29 年第 2 回定例会において、我が自民党会派ほか 5 会派で共同提案した「政務活動費の交付に関する条例の改正」が、共産党などを除く賛成多数で可決成立しました。平成 28 年 12 月に設置された「検討会議」からの中間報告を踏まえ、領収書等のインターネット公開を平成 29 年度分から実施するものです。我が会派の齋藤のりおが代表して提案説明を行い本会議および委員会での質疑を受けたものです。鈴木勇治が賛成の立場で同議員に対し総務財政委員会で質疑をおこないました。以下質疑の要約です。

問 この件に関しては、決して我々議員がたなさらしにしてきたというつもりは全くなくて、議長のもとで各議員に隔々まで行き渡るようにとの思いで検討会議がなされたと思っています。そのうえで、この条例案による改正のポイントというのを伺う。

答 藤範夫議員 今回の改正の主な事項につきましては、最初に条例の名称も異なるということもございまして、大きく 3 点ございます。一つは、収支報告書等をインターネットの利用により公開することを規定いたしております。これは第 12 条の 2 でございます。それから、2 点目として、会派及び議員の責務を規定いたしております。これは第 1 条の 2 ということです。それから、3 点目として、閲覧やインターネット公開を利用する方の遵守事項を規定いたしております。これが第 12 条の 3 でございます。以上 3 点が主要な改正点です。

問 インターネットの利用により公開するということだが、具体的な内容についてはどうか。

答 藤範夫議員 現在実施いたしております閲覧制度がございまして、この閲覧制度によって収支報告書等を閲覧の対象といたしております。このインターネット利用の公開においても、同様に収支報告書あるいは領収書等の写しを公開するというものでございます。

問 いつの時点からの収支報告書等を公開するという対象になるのか。

答 藤範夫議員 この公開の開始時期でございますけれども、この今回の条例案の附則第 2 項の